

《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》

雇用維持と事業継続の為の資金繰り支援等のご案内

各制度の利用条件など詳細は別途パンフレットでご確認ください（後述、経済産業省HPをご確認ください）。

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 中小

■ 日本公庫等の**実質無利子・無担保の融資**【P7～P10】

※ 対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小企業 2億円 国民事業 4千万円、商工中金：2億円

■ 民間金融機関で最大4千万円の**実質無利子・無担保融資**【P19】

※ 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

※ 民間金融機関による信用保証付きの既存債務も実質無利子・無担保融資への借換え可能

■ 日本公庫等による**長期一括返済の融資**（資本金劣後ローン）【P46】

※ 対象者：新型コロナの影響により、一時的に財務状況が悪化し再建に取り組む中小企業等

※ 貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

※ 貸付期間：5年1ヵ月、10年、20年（期限一括償還）

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 中小

■ 日本公庫等による**実質無利子での借換**【P20】

※ 借換え限度額は、日本公庫(中小事業)及び商工中金：6億円、日本公庫(国民事業)：8千万円

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 2億円、国民事業4千万円、商工中金：2億円

3. 雇用を維持したいが休業手当の支払が心配

中小 中堅 大

■ 中小企業が解雇等を行わずに従業員を休業等させた場合、**休業手当等が一律10/10助成**されます【P48～50】

※ 解雇等を行わない場合の助成率 10/10(中小)、3/4(大企業)

それ以外の休業手当に対する助成率 4/5(中小)、2/3(大企業)

※ 5月19日より、休業計画届の提出が不要になるなど、更なる手続きの簡素化を実施。

※ また、企業規模を問わず、**対象労働者1人1日当たりの上限額を15,000円**に引き上げ

(令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練)

4. 固定費等の支払いが厳しい

個 中小 中堅

■ 事業全般に使える**現金が最大200万円給付**されます【P28・29】

※ 農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種を対象に、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象

※ ひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少している事業者が対象

※ 給付上限は、法人 200万円、個人事業主（フリーランス含む） 100万円

5. 新製品開発、生産プロセス改善等の設備投資を行いたい

個 中小

■ 前向きな設備投資を行う場合に**最大3/4補助**されます【P33】

※ 補助上限額は1,000万円、補助率は中小企業1/2 小規模事業者2/3（特別枠：2/3～3/4）

※ 特別枠では、補助対象経費に広告宣伝・販売促進費も対象

※ 更に、感染防止対策経費（例：消毒、間仕切り）に対して上乗せ補助（定額・補助上限50万円）

6. 税金等の支払が心配

個 中小 中堅 大

■ 基本的に全ての税の**納税を猶予**できます【P65～P69】

■ 厚生年金等の**保険料の納付を猶予**できます【P74～P75】

■ **電気・ガス料金の支払い猶予**の相談に応じます【P78】

※ 新型コロナの影響により、対応が困難な電気・ガス事業者もいるため、全ての相談に応じられるものではありません。

【 】内はパンフレット（裏面参照）のページ数。各制度の利用条件など詳細は別途パンフレット等でご確認ください。

さらに商店街の皆様への支援として

6. ホームページ、チラシを作成して売上を増やしたい

個 中小

■ 販路開拓の取組について**最大3/4補助**されます【P35】

※対象者は常時使用する従業員の数5人以下の商業・サービス業の方
(宿泊業・娯楽業の方は、常時使用する従業員の数20人以下)

※補助上限は100万円

※想定される活用例：ホームページ・広告・チラシの作成、インターネット販売のシステムづくり、
店舗改装 など

※感染防止対策の経費に対しては、さらに補助があります(定額補助・補助上限50万円)
想定される活用例：消毒、マスク、清掃、間仕切り、換気設備等の費用、等

7. インターネット販売や取引に使えるITツールを導入したい

個 中小

■ ITツールの導入について**最大3/4補助**されます【P36】

※対象者は中小企業・小規模事業者の方(要件を満たす団体等も対象)

※補助額は30~450万円、補助率は1/2(特別枠は2/3~3/4)

※特別枠に限り、パソコン・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

※想定される活用例：インターネット販売の強化、取引先がパソコンやスマートフォンから
発注できる環境の整備、テレワークに利用できるツールの導入 など

8. 専門家から経営アドバイスを受けたい

個 中小

■ 専門家に**何度でも無料で**様々な経営相談ができます【P5】

ご相談の内容に応じて、**無料で専門家派遣が受けられます**

インターネット販売等の活用について**IT専門家**から助言等を受けられます

【お問い合わせ先】よろず支援拠点

中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために
国が全国に設置した無料の経営相談所です

茨城県 029-224-5339	栃木県 028-670-2618	群馬県 027-265-5016
埼玉県 0120-973-248	千葉県 043-299-2921	東京都 03-6205-4728
神奈川県 045-633-5071	新潟県 025-246-0058	長野県 026-227-5875
山梨県 055-243-0650	静岡県 054-253-5117	

- 感染症流行が収束した後の経済活動の回復に向けた支援策等もごさいます。
- 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

